

3-① 延長保育

① 保育必要量と延長保育

- 保育園等を利用できる時間は、保育必要量の認定区分（標準時間または短時間）により異なります。
保育の利用時間は、保護者の就労時間や通勤時間、家庭の状況等に応じ、児童の健全な育成を図る観点から必要な範囲で、保護者と保育園等が相談のうえ、保育園等が決定します。
- 保育標準時間認定では最長 11 時間、保育短時間認定では最長 8 時間が 1 日の利用可能な時間です。
保育短時間認定で、8 時間を超えて利用する場合は延長保育料がかかります。また、基本保育時間（各保育園等で異なります）を超えて利用する場合も、延長保育料がかかります。

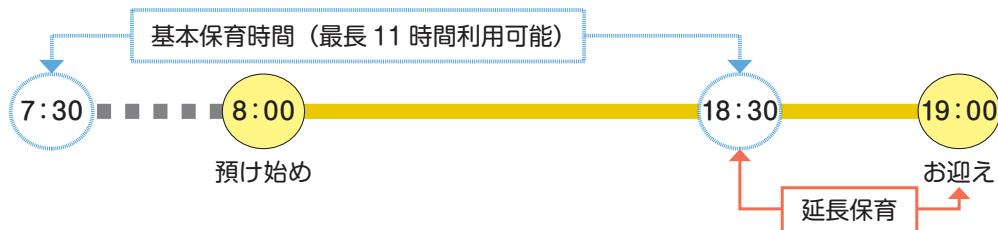
認可保育園、小規模保育事業、事業所内保育事業の場合

- 基本保育時間は 11 時間です（区立保育園は 7 時 30 分～ 18 時 30 分）。

【保育標準時間認定】

- 各保育園等で定める基本保育時間内での利用であれば、延長保育料はかかりません。ただし、利用時間が 11 時間以内であっても、基本保育時間を超えた場合は延長保育料がかかります。

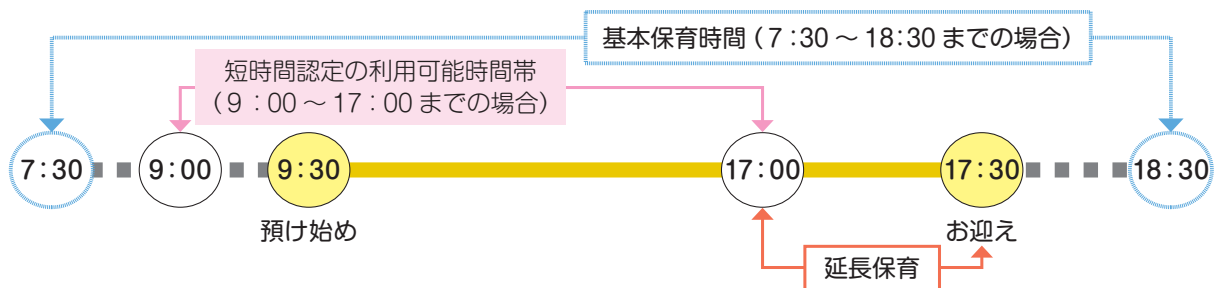
例：基本保育時間が 7 時 30 分～ 18 時 30 分、18 時 30 分以降は延長保育を実施している保育園の場合、8 時～ 19 時まで 11 時間預けると、18 時 30 分～ 19 時までは延長保育料がかかります。



【保育短時間認定】

- 各保育園等で定める基本保育時間内であっても、8 時間を超えた部分については延長保育料がかかります。
また、各保育園等で、保育短時間認定の方の利用可能な時間帯を設定しています（区立保育園は 9 時～ 17 時）。
各保育園等で設定した利用可能時間帯を超えた場合は、8 時間以内の利用であっても延長保育料がかかります。

例：短時間認定の利用可能時間帯が 9 時～ 17 時の保育園の場合、9 時 30 分～ 17 時 30 分まで 8 時間預けると、17 時～ 17 時 30 分までは延長保育料がかかります。



家庭的保育事業（保育ママ）の場合

- 基本保育時間は 8 時間で保育必要量は短時間認定となります。基本保育時間を超えた利用時間については開所時間内であっても延長保育料がかかります（延長保育を実施していない家庭的保育事業（保育ママ）もあります）。

② 延長保育の対象となる児童（①・②・③すべてにあてはまる必要があります）

- ① 延長保育を実施している保育園等の在園児、または入園が内定した児童
- ② 保護者の勤務時間・通勤時間等により延長保育の時間帯に保育を必要とする児童
- ③ 延長保育の利用月の初日に 1 歳の誕生日を迎えている児童

注 保育園面接の結果、延長保育の必要性がないと判断された場合は、ご利用いただけない可能性があります。

③ 注意事項

- 保育園等により、実施の有無、実施年齢、実施時間帯が異なります。必ず、別冊「保育園等一覧」でご確認ください。区立保育園以外の延長保育料、定員等の詳細は各保育園等にお問い合わせください。
- 保育園等で延長保育の利用が適切でないと判断された場合は、利用できないことがあります。
- 延長保育を実施している保育園等であっても、児童の年齢や定員により利用できないことがあります。
- 私立保育園・地域型保育事業の延長保育については、内定後、各保育園・各事業者へ直接申込みとなります。

④ 区立保育園の延長保育の概要

	継続利用							スポット利用
内容	月単位での利用							1日単位での利用
申込先	保育課入園相談係							在園している保育園
利用決定	利用調整 注1							申込先着順
利用定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	1日ごとの「継続利用」の空き人数 +
直営園 注2	注3	3人	3人	14人		20人		継続利用者の利用がないと判断出来た人数 注4
運営業務委託園	定員は設けません							朝2人、夕方5人まで 注5
延長保育料 朝 (7:00～7:30)	月額 2,000円							1回 200円 (月の利用が10回を超えても月額上限 2,000円)
延長保育料 タ① (18:30～19:30)	月額 4,000円							1回 400円 (月の利用が10回を超えても月額上限 4,000円)
延長保育料 タ② (18:30～20:30)	月額 8,000円							1回 800円 (月の利用が10回を超えても月額上限 8,000円)

注1 直営園の延長保育は定員があるため、利用希望者数が空き枠を超えた場合は、提出された書類により指数を算出し利用調整を行います(P.49参照)。入園の利用調整とは別に行いますので、入園できた場合も延長保育を利用できないことがあります。なお、運営業務委託園は定員に制限はありません。

注2 1・2歳の定員各3人は、全体の定員20人に対する最大の枠です。継続利用児童の新年度への持ち上がり数によっては、募集枠が3人を下回ることがあります。

注3 1歳児の定員に含まれます(1歳の誕生月の翌月から利用できます)。

注4 直営園の障害児保育対象児のスポット利用は、各日1名先着順となります。

注5 委託園の障害児保育対象児のスポット利用は、各日朝1名、夕(タ①・②合わせて)1名先着順となります。

- 区立保育園には直営園と運営業務委託園があり、それぞれ、基本保育時間外の延長保育の実施時間帯が異なります。直営園はタ①の時間帯のみ、運営業務委託園は朝とタ①、タ②の時間帯で実施しています。
- 保育短時間認定の方の利用可能時間は、区立保育園では9時～17時の間の最大8時間です(P.36参照)。この時間帯を超えて利用する場合は、保育短時間延長保育料(30分あたり1回200円)がかかります。
- 区立保育園の継続利用・スポット利用・保育短時間延長保育利用はいずれも、生活保護受給世帯、住民税が非課税の世帯は延長保育料が免除になります。
継続利用の延長保育料は、1日も利用がない場合であっても月額延長保育料の徴収となります。
- **延長保育料は口座振替でのお支払いになります(無償化の対象ではありません)。**手続きの方法や必要書類は、入園が内定した世帯にご案内します。

⑤ 区立保育園の延長保育(継続利用) 申込みに必要な書類

- ①『区立保育園 延長保育申込書』
- ② 父母の『就労証明書』等、延長保育の実施時間帯に保育を必要とすることを証明する書類
- ③『在園(受託)証明書』等
(延長保育の実施時間帯に認可保育園以外の保育施設等(認証保育所など)に預けている場合)
*延長保育の実施時間帯に預けていることの記載が必要です。

注 延長保育の申込みについても、専用フォームからオンライン申請することができます。

注 運営業務委託園に在園している児童が、毎月の申込締切日後に翌月からの延長保育（継続利用）を希望する場合は、保育課入園相談係へご相談ください。

注 提出された申込書は、申請取下げの希望がない限り、原則として当該年度の2月入園の利用調整まで有効です（9月30日以前に提出された申込み分においては、『保育利用保留通知書』で有効期限をご確認ください）。

注 入園と同時申込みの場合は、②、③を入園および延長保育の双方の審査に使用します。

注 申込み時と就労状況が変わった（残業時間が増えた等）場合は、その事実を証明する書類（『就労証明書』等）をご提出ください。

注 延長保育の申込みが不要になった場合は、必ず『区立保育園延長保育利用申込取下げ書』をご提出ください。

オンライン申請▶



3-② 休日保育

休日保育では、認可保育園等がお休みとなる日曜日と祝休日（12月29日～1月3日を除く）に、就労のため保育を必要とする保護者に代わって児童を保育します。利用するためには内定後、実施園での利用予約が必要です。

① 対象となる児童（①・②・③・④全てにあてはまる必要があります）

- ① 同居している保護者すべてが月12日以上かつ1日4時間以上の就労を常態とし、日曜日・祝日に就労している家庭の児童（産休中、育児休業中の場合は利用できません。）
- ② 練馬区に在住し、利用希望月中に認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、練馬こども園、1歳児1年保育等、認証保育所、企業主導型保育園に在園している児童、または練馬区外に在住し、利用希望月中に練馬区内の同保育施設等に在園している児童
- ③ 休日保育の利用月の初日に1歳の誕生日を迎えている児童
- ④ 利用希望月1日時点で保育の必要性の認定を受けていること

休日保育は、通常の保育とは職員体制が異なります。面接・健康診断の結果、休日保育の職員体制では集団生活が難しいと判断された場合はご利用いただけない場合があります。与薬の依頼はお受けできませんのでご了承ください。

② 休日保育の実施園・保育時間等

	向山	光が丘第八	石神井町つつじ	上石神井第二	東大泉 注1	氷川台	南大泉
保育時間	7時 30分から 18時 30分までの必要な時間						
登録定員	各園 30人 注2				20人 注3	各園 20人 注4	
1日の利用上限	各園 20人 注5						
料 金	0円						

注1 令和7年度末までは東大泉第三保育園で実施します。

注2 0～1歳児クラス計4人まで。2歳児クラス4人まで。

注3 1歳児クラス4人まで。2歳児クラス4人まで。

注4 0～1歳児クラス計3人まで。2歳児クラス3人まで。

注5 1日の利用上限20人を超えた場合は、ご利用いただけません。

③ 登録申込みに必要な書類

① 『休日保育申込書』『健康状況表』『休日保育重要事項確認票』

② 『就労証明書』（保護者の人数分必要。同時に通常保育の申込書に添付済みの場合は省略可。）

注 『就労証明書』には、日曜日・祝休日に就労することが記載されている必要があります。また、平日と日曜日・祝休日の勤務時間が異なる場合は、その旨の記載が必要です。

注 自営業等の方は「直近の確定申告書第一・二表の控え等の写し」が必要です。（P.17参照）